

社会福祉法人東通村社会福祉協議会役員等の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規定は、社会福祉法人 東通村社会福祉協議会（以下「本会」という。）
定款第10条に規定する評議員の報酬等及び第25条に規定する役員等の報酬等に関し
て必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 本会の役員等の報酬は、次のとおりとする。

- (1) 会 長 月額 8万円
- (2) 理事、監事及び評議員 1回 3千円
- (3) 評議員選任・解任委員 1回 3千円

2 会長の報酬は、その職についた当月は日割計算し支給する。

3 会長が任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れたときは、その当月分まで
日割計算し報酬を支給する。但し、いかなる場合においても重複して報酬を支給しな
い。

(公表)

第3条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2 第1項第2号に定める
報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定め
るものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行し令和4年4月1日から適用する。